

法と経済学会・設立記念イベント

記念シンポジウム「法と経済学の課題と展望」

【記念講演】

『経済学で法を考える』

浜田 宏一（イェール大学経済学部教授）

日時：平成15年2月15日（土）13:40～14:10

場所：発明会館（東京虎ノ門）

司会

それでは、「法と経済学会」のイベント、シンポジウム「法と経済学の課題と展望」を開催させて頂きたいと思います。

それでは記念講演と致しまして、「経済学で法を考える」、エール大学経済学部教授、そして本学会初代会長に就任なされました浜田宏一先生の方からお願い致します。

浜田

どうもありがとうございます。本日3人の方から大変ありがたいご祝辞を頂きましたが、3人の先生とも私全く偶然なんです、色々な思い出を持っている先生方です。私がエール大学に大学院学生として学んでおりました時に新堂先生がいらして、その後新堂先生は太田勝造先生のように、非常に革新的なお弟子を暖かく見守って下さったということがありますし、法と経済を勉強し始めた時に、初めてセミナーのような形で呼んで下さったのが鈴木先生と広中先生の東北大学の民法の教室であったということも、大変懐かしい思い出です。それから最近経済学は進歩しまして、なかなか理屈・数学わからなくなると飛んでいくのが柳川先生のところであるという意味で、皆様から大変暖かい言葉を頂いたことをまず感謝させていただきます。

このような高いところから皆様にお話しできるのは、大変身に余る光栄とっております。それ以上に30年近く前に法律と経済の境界領域を始めた時には、色々相談して下さる親切な先生がおられたわけですが、ここにいらっしゃいます森嶋昭夫先生がその代表的な方ですが……。そういう方が5人とか10人とか、十指に満たないような方がおられたと……。ところが現在これだけの方々が興味を持って下さるということは、昔日の感があって、非常に感慨に堪えません。

法の経済的効果がより客観的にわかるようになるということ、そして立法のみならず解釈もそれによって影響を受けるということ。それだけでなく、日本ではどちらかと言うと法律のあいだでも憲法と民法と商法は違うという、そういうふうな縦割りの風土があるし、鈴木先生のおっしゃっていたことがよくわかりませんでした。多分マルクス経済学と近現代経済学というのがあるって、そういうあいだで自然な議論の交流というのができないと……。そういうふうな学問的風土に、一つの垣根を取り払う役目を果たすということがあれば大変いいと思います。もちろん法曹をどういうふうに教育していくかと、ロースクールをどういうふうに立ち上げて、どのようなカリキュラムで、司法試験にどういう科目をもってとか、そういう問題にも「法と経済学会」の設立は大きな意味を持つと思います。それと同時に、学問として二つの違った領域が接することによって、今までに人に見えなかったことが、少しでもいいからわかりたいと……。そういう学問探究の面白さというのが皆様に味わって頂ければいいというふうに思っております。

本日の学会創立に至るまでは、森嶋先生を始めとして、八田・福井各先生、その他事務局の方、皆様に大変お世話になりましたことを厚く感謝申し上げます。

本日は初めに、法と経済をした昔話でもすれば楽かなと思っていたのですが、まあ前向きに考えまして……。具体的な問題に即しまして法律と経済はどういうふうに接するのか。特に最近判決がありました、東京大気汚染公害訴訟の問題等を例に挙げながら、議論をしていきたいと思います。

それに入る前に、現在法と経済学には大きく分けると二つの大きな潮流みたいなものがあると思うんです。一つは公共経済学とか、近代経済学の普通の考え方で、どういうふうに法律をデザインしたら、人々が有意に従って行動して、どういう結果が起こると……。あるいは、どういうふうに法律を解釈したら、人々の行動が変化し、あるいは悪いことをしなくなってという、そういう社会をデザインするという、どちらかと言えばノーマティブな考え方であるわけです。しかしそれだけではないですね、法と経済というのには……。シカゴ大学のポズナー教授の考えるように、ヘーゲル的と言っていいんでしょうか、人々は裁判官もともかく経済合理性というものを求めて行動し、判決も下し政策も作っていくのだから、法の発展を見ていくことによって、マーケットメカニズムであり、経済合理性がだんだん実現されていくのを見ていくことができるのだと……。そういう見方もあります。それが非対称情報の経済学。「僕の知っていることをあなたは知らない」という、そういう経済学と結びつけまして議論されておりますのが、ラムザイヤー・中里両先生の The Japanese Law と……。そういう見方ももう一つあると。私は個人的に論文を書く時は、ポジションをとることもありますが、こういう新しい領域の場合において、色々なアプローチというのがお互いに競い合う、あるいはインタラクトし合うことによって、我々の認識が進んでいくんだらうと思います。本日はどちらかと言うと、第一のどういうふうにデザインするかという問題意識に従ってお話ししたいと思います。

環境の問題を取り上げるというのは、常木理事と私に岩波書店の「環境の法政策講座」というので論文を書いていたからでもあるわけで、そういう意味では常木さんとの会話にずいぶん依存しているのですが……。そういうことだけじゃなくて、非常に重要な問題で、色々な法と経済に関わる、しかも不法行為に関係するところには、問題をたくさん持っているから取り上げようとしたわけです。ただ森嶋昭夫先生はこの最高の権威でありますので、私にわか勉強で生半可なことを言うのは恥ずかしい感じが……。まあお互いに自分が知らないことは棚に上げるのが境界領域だと思いますので、環境問題を考えてみたいと思います。

森嶋先生の「不法行為法講義」というのを読ませて頂きまして、僕の昔考えていたよりもずっと経済学的アプローチに近くなったんじゃないかというふうに僕自身は考えたのですが、その辺は先生に後で詳しく伺ってみななければわかりません。あるいは私の方が経済分析のガリガリから少しずつ考え方が丸くなってきたので、同じように感じられるようになってきたのかもしれないのですが……。森嶋先生は非常に何と言うんですかね、経済学の強みというものもよくわかっておられますが、弱みもよくわかっておられるわけですね。こういうこと、公害の規制をこうやればいいと言うけれども、本当に数字に出てくるかと

かですね。どれだけやったらいいのかとか……。それからそういう意味で本当に我々が、少し自己の処罰が大変になったら、それで運転のしかたを止めるのかとかですね。そういう経済学がなるべく仮定したいようなことについて、本当に大丈夫かというようなことを昔随分私は言われました。それから、これから述べますように、ある時には経済学でもトレードオフが考えられない時もあると……。厳しい判断では、他のことにも増して被害者の生命とか身体を考えなくてはいけない。そのような時にも、経済学でトレードオフをなくした時には、どのように経済学のいいところがなくなってしまうのではないかと、色々ご批判を頂いたことがあります。そういうことを考えながら色々今日考えておりました。環境に関しては二つのことを申し上げます。一つは環境問題と世代間の構成をどのように考えるかということです。もう一つは大気汚染の判決というのを見た時に、それを我々はどのように解釈するかということです。我々は地球という宇宙船に宿を借りているので、そこで色々な代謝活動をして、いいこともするけれども廃棄物を残していくと。ですから後世の世代に何か責務を感じて、きれいにして宇宙船から去っていく義務があると。そういうことがよく言われるわけです。それは、次の世代に対する責務という問題であるわけです。それからもう一つは、これは戒能先生以来の伝統だと思うのですが、環境の問題というのは入会の問題にも似ていると。湖にみんなで魚を採りに行くと、みんなは限界原理に従ってやるわけではありませぬので、湖の魚がなくなってしまうと。そういうものが将来の世代に迷惑をかけるということもありますが、現在の世代同士でも色々な問題が起こると……。昔私が「損害賠償制度の経済分析」というのを書いた時には、こういうような場合には、ロールスの構成原理、しかもあまりトレードオフを認めないような厳しい構成原理を考えなければいけないと……。ロールスという人は、亡くなる頃には非常に自由主義者と言うか、保守的な自由主義者になってしまったようなのですが……。ですから初めに書いたことが人間社会では役に立たないということを書いたのですが……。彼は我々が生まれてくる時に、どこに生まれてくるかわからない。貧乏か金持ちかどうかもわからない。現在の世代か将来の世代かもわからない。そうした時に、どういうことにみんな合意するだろうかと言うと、やはり一番まずくなった時、自分は最悪の状態が最大になるようにという原理を展開したわけですね。そういうようなことが必要になるような場合に、喘息とか何かで人が死にそうになるような場合には、やはり損害賠償だけではなくて、差し止めの必要性もあるんじゃないかと。そして次の世代の生存が脅かされる場合には、差し止めの必要があるんじゃないかと。そういうふうに私は考えたわけです。その時に大阪弁護士会の宮本先生等で環境権という話がありまして、そういうものもそういうことで、ジャストファイできるのではないかと考えたわけです。

それはまた訴訟の問題で触れますが……。環境問題を法と経済で考えようとした場合に、二つの考え方があるんですね。一つは規制的接近と言うんでしょうか。政府が、あるいは現在の世代が環境汚染税をかけたり、あるいは環境をきれいにする人に補助金を渡したり、ピグー的な税補助金を出してきれいに保つと。空気を、水をきれいに保つと……。それが

将来に累が及ばないようにすればいいということになるわけです。ところが将来のことを考えると、これは割り引かなくてはいけないわけですね。将来の世代を我々はどうのように考えるべきか……。これにつきましては、最近心理学と経済学の境界領域で、色々な面白いことが言われています。昨年のノーベル経済学賞は、心理学を経済学に応用したカーネマンという人に与えられているわけですが……。その一連の人達の考えていることは、何か人間というのは、今日のことを明日に延ばすのはものすごく大変であると。しかし、来年のことを来年より 1 日延ばすことは大したことではない。それだから、我々はどうして原稿が書けないかという、後で困ることは困っているんだけども、今日のうちにはと、明日に延ばそうかと……。僕はそれだけではないと思うのですが……。そのあいだに頭が熟成していると家内には言うのですが……。そういうことを考えると……。そうすると現在と将来の決定がコンシステントでなくなると。エールに戻りましたら、みんながそれをやっているんですね。あらゆる大学の卒業生は、みんなディスカウントの異常なことをやっている。しかもラビンというプロクラスティネーション、先送りの人が来ると……。どこに来るかと思ったら、リーガル・セオリーだかが法学部の方に来ると……。ですから心理学が経済と結びつくだけではなくて、法律とも結びついてくる。山岸俊男さんという北大の偉い先生がおられるのですが、そこのところに他から訪ねてきた人は、法律学のあれと……。法と経済学の有名な教科書、太田先生が訳したのを書いた人は私だったと、山岸先生は言っていましたけれども……。そういうことで、そのあたりで、ただ実際に考えるところは、私が延ばすのと、次の世代のこととその次の世代のことを考えるのは同じなのかどうかと……。あるいは鈴木先生の話によると、実際に相手がディスカウントしたいと考えるのは、やはりこういう場合の正しいやり方ではなくて、本当に責務としてディスカウントすべきだったと。そういうことを言う人もいますのでわからないのですが、公共的接近だと、やはり次の世代をどのように代表するのか。宇佐見先生の言われるように、次の世代で誰が生まれるかもわからないと。我々の行動如何によっては生まれる世代も違って来る。その時に代表というものをどうするのか、それをどう考えるのか。それからそうした場合に、次の世代のことをどう考えるかというのはなかなか難しいわけでありまして。資源状態を考えて、自分はどこの世代に生まれるかわからないとやればいいわけですが、そうしますとどうして我々はディスカウントするのか、割り引く理由がなくなるということになります。もう一つは言うまでもなく、コース的な接近で、NGO が将来の世代を代表して交渉すればいいと言うわけなんです、NGO は「空気をきれいに使ってくれれば何かいいことしてやるよ」と言えないといけないわけだが、そういうものは持っていないわけですね。我々のモラルにアピールするというようなことになりまして、そういう意味でコース的に交渉させるということに、結構意味があると思うんですが……。NGO に力を与えて、現在の人に我慢させると……。しかし NGO が本当に将来の世代を正当に代表する保障があるのかとか……。まあそういうような問題が起きてくるわけです。時間が迫っておりますので、大気汚染判決に行きますけれども……。

3日前までに僕は訴訟の判決書を見なかったんですね。朝日新聞のだけは見ていまして、これでもとてもお話しできるようなことはできないかなと思っていたのですが……。最近判決理由を読みまして、それから吉村先生の短い評釈を読ませて頂いたりして、それについて2、3申し上げます。

まず第一に、日本の法廷というのは、ほとんど法と経済そのものを実践しているんじゃないかというのが私の第一の印象です。一つは蓋然的因果関係というのはもう確立された法理であるかのように思います。自然学的に確定的というわけではなくて、その疫学動物実験、その他で推定できればそれでいいんだと……。そうしますと当然、ラーネッド・ハンドの法則ということにならざるを得ないと……。どうしてラーネッド・ハンドなんて難しい名前を付けたのか……。これは偉い判事だったからそう言われているのかと思ったらどうもそうではないらしいと。考えてみますと英雄さんとか英機さんとか、優秀な子どもに付ける名前がありますので、ラーネッドと付けるんだと思うんですが……。彼が言うには損害の期待値と……。だから本当に何かやった時にそれが半分の確立でしか損害を与えないと……。しかしその損害に半分を掛けると期待値と……。それと回避するのに費用がかかると……。回避する費用というのは、本当に保護するという意味で費用がかかる時と、経済活動を止めるという意味での機会費用がかかる時があると……。でその回避費用が損害発生確率×損害額、損害額の期待値よりも小さければ、それで回避すべきだったということで損害賠償の義務を課するという考え方でやるわけです。これは詳しくは申しませんが、カラブレイジが言うように、社会的な総費用の期待値を最小にするという条件と同じだというのはご存じだろうと思います。そこにあるカラブレイジは、各行動が独立である時には、The Cheapest Cost Avoider と言うんですか……。最安価損害回避者と……。ちょっとよくわかりません。僕がどっちなかで訳したら、費用を残せだか、損害を残せだか言われましたが……。いずれにせよ同じことです。判決が言うには、しかし行動が相互因果関係がある時にはダメだというのが、ジョン・ブラウンその他色々な人が言っていることです。彼らが言うには、国とか都とか首都高速道路公団、被告はそういうことを回避できたと。何か面状汚染というアイデアがあって、色々な高速道路がものすごい渋滞して、全体として東京都が二次元で汚染されるという議論は退けるわけですが、少なくとも国と都と首都高速道路公団は回避できたと。あるいは自分ではできなくても、相談して色々な人と環境保全法を守るようにできたはずだと言うわけです。ですから彼らは損害最安価損害回避者であって、彼らには責任があると……。しかし面白いのは、自動車メーカーはそうではないと。自動車メーカーも日夜低公害車を作る意味はあるんだけど、それだからと言って、ある東京の喘息が発生するようなところにたくさん自分の車、あるいは人の会社の車が通るのを止めるわけにはいかないというわけで、メーカーの損害は回避が不可能だということで退けているということです。

差し止めについても、回避費用等を考えた時に、差し止めというのは大きな費用がかかりますので、損害はそれほどひどくないと……。閾値に行っていないとかという議論があっ

て、その辺はちょっと問題だと思うのですが……。何か科学的閾値があって、そこまでいっていないうちはいつでも良くて、いったら差し止めと言うんですが、そういう閾値なんてわかるのかどうかとか色々な問題があると思うんですが、まあそういうことが言われています。

最後に吉村教授の判例評釈によると、どうもこれはひよっているのではないかと……。差し止めを認めてもいいし、やはりメーカーがあれだけ儲かっているわけですから、そこにも非常に強い注意義務を与えてもいいのではないかと……。僕が普通に経済学で費用最小原則と言うと、まあ裁判所の使っているのもまあまあともではないかと僕自身は思うのですが、損害がものすごい人命にかかるようなものだった時は、その回避費用がかかっても行えというべきなのかもしれません。そう言えば、ハンドの公式はその通りなんですが。吉村さんと、そのところは内田先生の意見も同じだと言うんですが……。差し止めが関わるような重大な時には、回避費用なんていうのはねぐってしまえという解釈論もあると。これが平井先生の解釈論の、第三項は要件ではないという法律論があるんだというわけです。そういうふうに考えまして、日本の裁判所も結構色々なことを考えてやっているのかなと思うようになったのは、これも私の歳のせいかもしれませんが、その辺は皆様にご批判頂きたいと思います。どうも長いあいだありがとうございました。